# デイサービスのご紹介

(指定通所介護事業・指定介護予防通所介護相当サービス・事業対象者サービス重要説明書)

事業所:知多東部デイサービスセンター 梅の里

## 1. サービス目的

このサービスは、利用される皆様ができる限り家庭の中で自立した生活が続けられるよう、事業所において必要なお世話などを行い、利用される皆様の心身の機能維持をはかるとともに、家族の方の負担を軽くすることを目的とします。

2. 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は12月31日から1月3日を除く全日として8時30分から17時30分まで、事業所でのサービス提供時間は、9時20分から16時30分までです。

# 3. 職員体制

5. 椒黄件间							
	人数	常勤		非常勤		洪士	
	八剱	専従	兼務	専従	兼務	備考	
管理者	1		1			介護職員と兼務	
生活相談員	5		1		4	介護職員と兼務	
介護職員	<b>ğ</b> 職員 13 1 2 10	10	生活相談員・看護職員・機能訓練				
月 曖 概 貝		10	指導員・管理者と兼務				
看護職員	6				6	機能訓練指導員・介護職員と兼務	
機能訓練指導員	6				6	看護職員・介護職員と兼務	

# 4. 職員の勤務体制

			勤	務	体	制
管理者						
生活相談員						
介護職員	勤務時間帯	$(8:30\sim17:30)$				
看護職員						
機能訓練指導員						

## 5. 利用定員

月曜日~土曜日(祝祭日含む)までは35名までご利用できます。

6. サービスの内容

## ア入浴

利用者の状態に応じて一般浴(個室)により入浴サービスを提供します。

# イ 食事

栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を計画的に提供します。

# ウ 送迎

利用者の希望により、自宅から事業所までリフト付の専用車両で送迎します。(リフト付以外の専用車両もあります)

# エ 排泄

利用者の身体状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、おむつを使用する方に対しては、適切な回数の交換を行います。その場合、おむつ代金は別途申し受けます。

## オ 着替え・整容

入浴の際など着替えの援助が必要な場合は、適切な援助を行い、入浴後は適宜、髭剃り、爪きりなどの整容を行います。

#### カ 健康管理

介護職員が入浴前に血圧、体温のチェックなどを行います。

#### キ 相談援助

利用者及びその家族からの相談について誠意を持って対応し、可能な限り必要な援助を行います。

## ク 食事材料の提供

事業所で提供させていただく食事については、材料費として規定の料金を申し受けます。

# ケ おむつの提供

おむつの必要な方には、おむつ代として規定の料金を申し受けます。

# コ 通常の事業の実施地域外の送迎

事業所が送迎可能と判断した場合には、送迎費用として規定の料金をいただきご利用いただけます。

# サ サービス時間の延長

通常のサービス利用時間を越えて利用される場合は、事業所が受け入れ可能な場合のみ、規定の料金 をいただきご利用いただけます。

- シ サービスの提供にあたっては、居宅サービス計画書に基づき、別にお示しする「通所介護計画書」にそって 計画的に行います。
- 7. サービス提供の記録等

サービスを提供した際には、事業所にて「通所介護記録書」に必要事項を記載します。

#### 8. 利用者負担金

- (1)デイサービスの利用者負担金は、通常、介護保険の報酬として定められた利用料の、当該利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、次表となります。
- (2)介護保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担となります。
- (3)利用者負担金は、指定の日までに指定の方法でお支払いいただきます。
- (4)時間外の利用は、30分実費1000円とする。

## 【法定給付サービス分】

介護予防通所介護サービス相当・事業対象者

項目	サービ	サービス1か月当たりの料金			
	サービス内容				
1. 基本額	要支援1 事業対象者(1週当たりの標準的な 回数を定める場合)(1か月につき)	1798単位/月			
	事業対象者(1月当たりの回数を定 める場合)(1日につき)	436単位/日			
	要支援2 事業対象者(週2回の利用)	3621単位/月			
	事業対象者(1か月当たりの回数を 定める場合)	447単位/日			
	口腔機能向上加算Ⅱ	160単位/月			
	サービス提供体制加算 I 1	88単位/月			
	サービス提供体制加算 I 2	176単位/月			
	科学的介護推進体制加算	40単位/月			
3 介護職員処遇改善加算 I 特定介護職員処遇改善加算 II 介護職員等ベースアップ等支援加算		上記の総合計単位数に59/1000加算 上記の総合計単位数に10/1000加算 上記の総合計単位数に11/1000加算			
利用者1割分の 計算方法	☆1単位10. 14円です。 ★1, 2の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10. 14×10% ☆3の単位数に×10. 14×10% ★と☆を合計した金額が介護予防通所介護相当サービスの利用料金となります ※10.14円は知多市・東海市・大府市・東浦町の地域加算				

※サービス総単位数に地域加算を掛けるため、端数処理により金額が若干異なる場合があります

# 通所介護

サービス1回当たりの料金						
所要時間および加算内容	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
1. 7時間以上8時間未満	658単位	777単位	900単位	1023単位	1148単位	
2. 6時間以上7時間未満	584単位	689単位	796単位	901単位	1008単位	
3. 5時間以上6時間未満	570単位	673単位	777単位	880単位	984単位	
4. 3時間以上4時間未満	370単位	423単位	479単位	533単位	588単位	
5. 個別機能訓練加算 I (イ) 個別機能訓練加算 I (ロ)	56単位/日 76単位/日					
6. 個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月					
7. 口腔機能向上加算Ⅱ	160単位/月2回					
8. 入浴介助加算 I	40単位/日					
9. 入浴介助加算Ⅱ	55単位/日					
10, 科学的介護推進体制加算	40単位/月					
11. サービス提供体制加算 I	22単位/日					
12. 通所介護処遇改善加算 I 特定通所介護処遇改善加算 II 介護職員等ベースアップ等支援加算	上記の総合計単位数に59/1000加算 上記の総合計単位数に10/1000加算 上記の総合計単位数に11/1000加算					

☆1単位10.14円です。

★1, 2, 3の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10. 14×10%

☆4の単位数に×10.14×10%

★と☆を合計した金額が通所介護の利用料金となります

※10.14は知多市の地域加算

※サービス総単位数に地域加算を掛けるため、端数処理により金額が若干異なる場合があります

# 【法定給付外サービス分】

食事材料代	(1回)		750円
娯楽教養費	(1日)	おやつ代含む	100円
紙パンツ代	(1枚)		150円
パット代	(1枚)		50円

- ※ 利用者負担金は、上記の金額を合計したものとなりますが、端数処理の関係で金額が多少変わることがあります。
- ※ 営業時間外のご利用は、30分まで毎に実費1,000円いただきます。 ただし17時30分までになります。
- 9. 通常の事業の実施地域

知多市・東海市・大府市・東浦町及び阿久比町ただし、近隣の市町村の方もご利用いただけます。

- 10. キャンセル
  - (1)サービスのご利用を中止する場合には、すみやかに下記の利用者相談窓口の担当者へご連絡ください。
  - (2) その場合、できるだけサービス利用日の前々日までにご連絡ください。前日または当日のキャンセルは、次表のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください。
  - (3)キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせて、お支払いいただきます。

時 期	キャンセル料
サービス利用日の前々日まで	無料
サービス利用日の前日	375円(食事材料費の50%)
サービス利用日の当日	750円(食事材料費の100%)

- 11.ご利用にあたっての留意事項
  - (1) 喫煙については、決められた場所で行ってください。
  - (2) 一旦、ご来所頂いた場合、ご自分で外出されるのはご遠慮ください。また、徘徊癖のある方の

場合は、事前にその旨をご連絡ください。

- (3) 所持品には必ずお名前を記載していただき、ご自分のものは原則としてご自分で管理をお願いします。
- (4)事業所内の設備は、多くの利用者が共有されるものですので、きれいに使用するように心掛けてください。不注意な使用により破損等が生じた場合には、損害を賠償していただくこと場合もあります。

また、他の利用者の迷惑となるような行為や事業所の管理規程等に違反された場合は、退所または契約を解除させていただくこともあります。

- (5)事業所内での宗教活動あるいは政治活動は、絶対にご遠慮ください。
- (6)利用者が他人に感染の恐れのある病気に罹患した場合や、サービス提供に必要な情報は、すみやかに その旨をご連絡ください。
- 12. 第三者による評価の有無等

第三者による評価は実施しておりません。

# <利用者苦情・相談窓口>

知多東部デイサービスセンター梅の里

運営主体 有限会社糸半

所 在 地 知多市西巽が丘2-18-7

窓口担当者 天草 麻未

電 話 (0562) 35-1000

受付時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで

## <介護サービス苦情・相談窓口>

愛知県国保連合会介護福祉課内 苦情相談室

所在地 名古屋市東区泉1丁目6番5号 国保会館南館7階

受付時間 月曜日から金曜日の午前9時~午後5時まで

電話(052)971-4165

FAX (052) 962-8870

知多北部広域連合

所在地 東海市荒尾町西廻間2-1 東海市しあわせ村内

電話(052)689-2263

FAX (052) 689-2265

#### 知多市長寿課

電話(0562)33-3151

# 東海市高齢者支援課

電話(052)689-1600

#### 大府市高齢障がい支援課

電話(0562)45-6289

# 東浦町ふくし課

電話(0562)83-3111

# 阿久比町健康介護課

電話(0569)48-0229

通所介護サービス・介護予防通所介護相当サービス・事業対象者サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

# 事業者

所在地 知多市西巽が丘2丁目18-7

名 称 知多東部デイサービスセンター 梅の里

管理者 施設長 天草 麻未

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護サービス・介護予防通所介護相当サービス・事業者対象サービスについての重要事項の説明を受け、了承しました。